

○平成24年4月以降の新規加算について（案）

	サービス費名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容	
1	各サービス費共通 (計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費、地域相談支援給付費を除く)	福祉・介護職員処遇改善加算		○	障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費が事業者に交付されてきたが、これを障害福祉サービス等報酬の中で対応することとし、新たに福祉・介護職員処遇改善加算を創設する。	
2		福祉・介護職員処遇改善特別加算		○	介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設する。	
3		喀痰吸引等支援体制加算			特定事業所加算(Ⅰ)を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。	
4		重度訪問介護サービス費	喀痰吸引等支援体制加算			NO3と同様
5		同行援護サービス費	喀痰吸引等支援体制加算			NO3と同様
6		行動援護サービス費	喀痰吸引等支援体制加算			NO3と同様
7	療養介護サービス費	人員配置体制加算		○	重症心身障害児施設においては、施設の状態に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分(Ⅰ)(2:1以上)及び区分(Ⅱ)(3:1以上)について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算する。	
8		障害福祉サービスの体験利用支援加算			利用者が入所する障害者支援施設等の従事者が、体験利用日の日中に介護等の支援を行った場合や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った場合には、当該障害者支援施設等の報酬として、日中部分に係る報酬の所定単位数に代えて、算定できることとする。	
9	生活介護サービス費	延長支援加算		○	日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に関り、8時間を超える利用を評価する。	
10		送迎加算		○	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。	
11		障害福祉サービスの体験利用支援加算			NO8と同様	
12		開所時間減算			開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。	
13	短期入所サービス費	大規模事業所減算			定員81人以上の大規模事業所(複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。)については、基本報酬の1000分の991を算定する。	
14		医療連携体制加算(Ⅲ)			看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。	
15	短期入所サービス費	医療連携体制加算(Ⅳ)			介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。	
16		特別重度支援加算(Ⅰ)	○		超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。	
17		特別重度支援加算(Ⅱ)	○		超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。	
18		緊急短期入所体制確保加算		○	短期入所サービスにおける緊急時の円滑な受入れを促進させる観点から、空床確保や緊急時の受入れを評価する加算を創設する。	
19		緊急短期入所受入加算				
20		送迎加算		○	NO10と同様	
21		医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応				医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分の創設する。
22	重度障害者等包括支援サービス費	喀痰吸引等支援体制加算			NO3と同様	
23	共同生活介護サービス費	夜間支援体制加算(Ⅰ)		○	現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算(Ⅰ)に名称変更。	
24		夜間支援体制加算(Ⅱ)		○	夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。	
25		医療連携体制加算(Ⅲ)			NO14と同様	
26		医療連携体制加算(Ⅳ)			NO15と同様	
27		通勤者生活支援加算		○	一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活介護(ケアホーム)も算定対象とする。	
28	施設入所支援サービス費	入院・外泊時加算(Ⅰ)			報酬請求事務の簡素化を図る観点から、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。	
29		入院・外泊時加算(Ⅱ)				
30		栄養士欠如等減算			報酬請求事務の簡素化を図る観点から、栄養士配置加算を基本報酬に組み込む。なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。	
31	機能訓練サービス費	送迎加算		○	NO10と同様	
32		障害福祉サービスの体験利用支援加算			NO8と同様	
33	生活訓練サービス費	医療連携体制加算(Ⅲ)			NO14と同様	
34		医療連携体制加算(Ⅳ)			NO15と同様	
35		看護職員配置加算(Ⅰ)		○	健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。	
36		送迎加算		○	NO10と同様	
37		障害福祉サービスの体験利用支援加算			NO8と同様	
38	宿泊型自立訓練訓練サービス費	医療連携体制加算(Ⅰ)			宿泊型自立訓練については、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。	
39		医療連携体制加算(Ⅱ)				
40		医療連携体制加算(Ⅲ)			NO14と同様	
41		医療連携体制加算(Ⅳ)			NO15と同様	
42		通勤者生活支援加算		○	一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充する観点から、利用者の勤労実態等を踏まえた上で、現行の通勤者生活支援加算の算定要件を緩和する。	
43		夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)		○	防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。	
44		夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)		○	利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。	
45		看護職員配置加算(Ⅱ)		○	NO35と同様	
46		送迎加算		○	NO10と同様	

47		医療連携体制加算（Ⅲ）		NO14と同様
48		医療連携体制加算（Ⅳ）		NO15と同様
49	就労移行支援サービス費	移行準備支援体制加算（Ⅰ）	○	職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価する。
50		移行準備支援体制加算（Ⅱ）		現行の施設外就労加算は、移行準備支援体制加算（Ⅱ）に名称変更。
51		送迎加算	○	NO10と同様
52		障害福祉サービスの体験利用支援加算		NO8と同様
53		就労定着実績がない場合の減算		就労移行支援の本来の目的である一般就労への移行実績がない事業所が数多く存在するという実態を踏まえ、改善を促す観点から、一定の見直しを行う（平成24年10月施行）。
54	就労継続支援A型サービス費	重度者支援体制加算（Ⅰ）	○	現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。
55		重度者支援体制加算（Ⅱ）	○	障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。
56		重度者支援体制加算（Ⅲ）	○	旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定（平成27年3月31日までの経過措置）。
57		医療連携体制加算（Ⅲ）		NO14と同様
58		医療連携体制加算（Ⅳ）		NO15と同様
59		送迎加算	○	NO10と同様
60		障害福祉サービスの体験利用支援加算		NO8と同様
61		短時間利用者が一定以上の割合の場合の減算		雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す（平成24年10月施行）。
62	就労継続支援B型サービス費	重度者支援体制加算（Ⅰ）	○	NO54と同様
63		重度者支援体制加算（Ⅱ）	○	NO55と同様
64		重度者支援体制加算（Ⅲ）	○	NO56と同様
65		医療連携体制加算（Ⅲ）		NO14と同様
66		医療連携体制加算（Ⅳ）		NO15と同様
67		送迎加算	○	NO10と同様
68		障害福祉サービスの体験利用支援加算		NO8と同様
69	共同生活援助サービス費	夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）	○	現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）に名称変更。
70		夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）	○	利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。
71		医療連携体制加算（Ⅲ）		NO14と同様
72		医療連携体制加算（Ⅳ）		NO15と同様
73		通勤者生活支援加算	○	NO27と同様
74	計画相談支援給付費	上限額管理加算		計画相談支援についても、上限額管理加算の算定対象とする。
75		居宅介護支援費重複減算Ⅰ	○	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に障害福祉のサービス等利用計画の作成を求める場合であって同一の者が作成を担当する場合には、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、報酬上、所要の調整を行う。
76		居宅介護支援費重複減算Ⅱ	○	
77		介護予防支援費重複減算	○	
78		特別地域加算	○	中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスに対して、その報酬に15%加算を行う。
79	障害児相談支援給付費	上限額管理加算		障害児相談支援についても、上限額管理加算の算定対象とする。
80		特別地域加算	○	NO78と同様
81	地域相談支援給付費（地域移行支援）	集中支援加算		退院・退所月以外についても、利用者への訪問による支援を集中的に実施した場合については、一定単位を加算する。
82		退院・退所月加算		特に業務量が集中する退院・退所月においては、さらに一定単位を加算する。
83		障害福祉サービスの体験利用加算		相談支援事業者の委託等による障害福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊についても、報酬上評価する。
84		体験宿泊加算（Ⅰ）		
85		体験宿泊加算（Ⅱ）		
86		特別地域加算	○	NO78と同様
87	地域相談支援給付費（地域定着支援）	特別地域加算	○	NO78と同様
88	障害児通所・入所支援共通	児童発達支援管理責任者専任加算	○	現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの業務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。
89	児童発達支援給付費	特別支援加算	○	障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、障害特性へのきめ細かな配慮を行いつつ様々な障害を受け入れることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に、報酬上評価する。
90		延長支援加算	○	NO9と同様
91		開所時間減算		NO12と同様
92		医療連携体制加算（Ⅲ）		NO14と同様
93		医療連携体制加算（Ⅳ）		NO15と同様
94	医療型児童発達支援給付費	特別支援加算	○	NO89と同様
95		延長支援加算	○	NO9と同様
96		開所時間減算		NO12と同様
97	放課後等デイサービス給付費	特別支援加算	○	NO89と同様
98		延長支援加算	○	NO9と同様
99		開所時間減算		NO12と同様
100		医療連携体制加算（Ⅲ）		NO14と同様
101		医療連携体制加算（Ⅳ）		NO15と同様
102	福祉型障害児入所給付費	小規模グループケア加算	○	児童養護施設で実践している取組を踏まえ、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、報酬上評価する。
103		入院・外泊時加算（Ⅰ）		NO28・29と同様
104		入院・外泊時加算（Ⅱ）		
105	医療型障害児入所給付費	小規模グループケア加算	○	NO102と同様